

あんしん相談センター「ささえーる」では、その人の自立を助け、住みなれた地域、施設や病院などで安心して生活が送れるようお手伝いをします。



社会福祉法人智頭町社会福祉協議会 権利擁護センター

あんしん相談センター

ささえーる

＼ あんしんな暮らしをおてつだい！

日常生活自立支援事業から成年後見(法人後見)事業への移行も可能です

日常生活自立支援事業

本人との契約をもとに支援します
(判断能力が必要です)

判断能力が低下したら

成年後見法人後見事業

家庭裁判所に申立て → 智頭町社協が後見等受任 → 法律にもとづいて生活支援をします

下記のような生活支援も行っています

生活福祉資金貸付制度

世帯状況に合わせた資金(就職に必要なスキル習得、高校や大学への就学、介護サービスに必要な費用等)の貸付けを行います。

生計困難者に対する相談支援事業 (えんくり事業)

困っているが「制度に結びついていない」、また「制度の狭間にあり支援を受けられない方」を支える仕組みを創り、自立支援を行う事業です。

食のささえあい事業

智頭町に住む食料品を必要とする人や団体に食料品を提供します。また、困った時に助け合えるまちづくりの推進を行います。

お気軽にお問合せください

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
権利擁護センター

あんしん相談センター ささえーる

〒689-1402
鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地
保健・医療・福祉総合センターほのぼの内

TEL 0858-75-3772

FAX 0858-75-0025



社会福祉法人
智頭町社会福祉協議会

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地(保健・医療・福祉総合センターほのぼの内)
TEL 0858-75-2326 FAX 0858-75-0025 <http://chizushakyo.jp>



「生活困窮者等家計改善支援事業」

行政と連携のもと、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活の再生に向けたお手伝いをします。

利用 対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方で、家計収支のバランスが取れていないなど家計に課題を抱えている方が対象です。

- 多重債務や、過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 収入より生活費が多く、お金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少ないが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人 など

♡ サポート内容

- 家計の状況を「見える化」することで相談者自身が課題を把握し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出せるようお手伝いします。
- とともに目標を立て、「家計再生プラン」を作成し、家計の再生に向けて歩き出すためのお手伝いをします。
- 相談者が自ら家計を管理していけるようお手伝いします。



「日常生活自立支援事業」

契約を通じて福祉サービス利用援助、

利用 対象者

智頭町に居住地があり、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が対象です。

- 福祉サービスをどのように利用しているのか困っている方
- 日常生活上のさまざまな契約を自分一人で判断するのに不安のある方
- 預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払方法に不安のある方 など

♡ サポート内容

① 福祉サービスの利用援助

自分に合った福祉サービスを安心して利用できるようお手伝いします。

② 日常的金銭管理サービス

預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやり取りをお手伝いします。

③ 書類など預かりサービス

大切な通帳や印鑑、証書などを安全な場所で預かります。

¥ 利用料 ※生活保護世帯は無料です。

- 1時間以内／1,200円(以降30分ごとに600円)
- 書類など預かりサービスは、月額200円

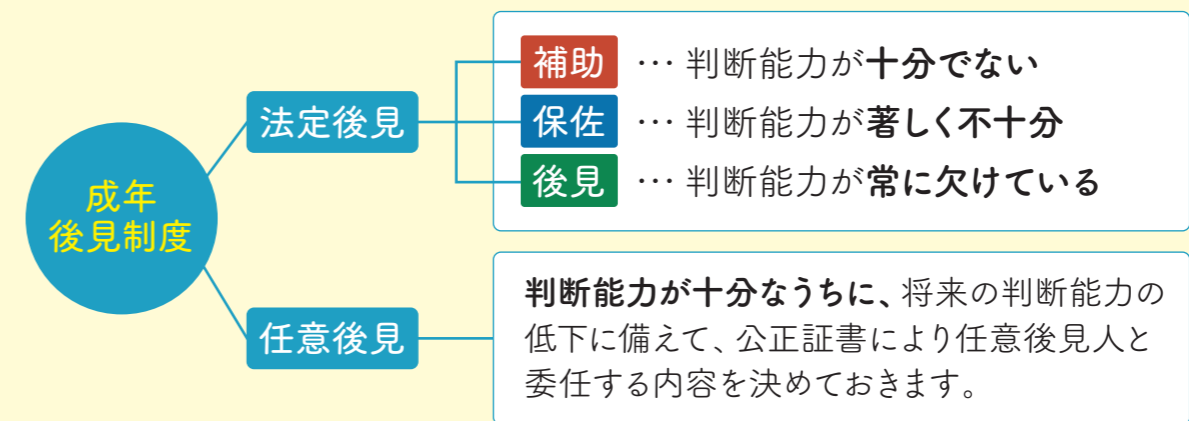


「成年後見(法人後見)事業」

智頭町社会福祉協議会が法人として「成年後見人等」をお受けします。法人が受任することで多様なニーズに応えることができ、長期的で安全な支援が可能になります。

《具体的な制度内容》

認知症や知的・精神障がい等によって、自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に、「家庭裁判所」により選任された人(成年後見人等)が自分に代わって、自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをする制度です。判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。



利用 対象者

智頭町に居住地があり、判断能力が衰え、財産管理や生活支援(※身上監護)を必要とする方。また紛争性がなく、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方が対象です。

♡ サポート内容

● 生活に関する支援(身上監護) ※直接介護は含まれません

- ◇ 介護サービスや施設入所するときの契約、入所後の異議申し立てなど
- ◇ 年金や社会保険の手続き など

● 金銭に関する管理(財産管理)

- ◇ 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- ◇ 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い など

¥ 利用料

1年に1度、家庭裁判所が本人の資力に応じてその金額を定め、本人の資産から支払います(東京家庭裁判所が示す報酬額のめやすは月額基本2万円です)。本人の資産が乏しい場合は、智頭町の成年後見制度利用支援事業により、助成を受けられる場合があります。

